

甲賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について

1. 趣旨

本市では、甲賀市人権尊重のまちづくり条例に基づき、明るく住みよい人権尊重のまちの実現を目指しています。全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるように、『パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度』を創設します。

2. 制度の概要

この制度は、戸籍上の性別にとらわれることなく、一方または双方が性的マイノリティである2人が、相互の人権を尊重し、互いを人生のパートナーとして、継続的に共同生活を営むことを約束した関係であることを宣誓した事実に対して、市が公的に認め、宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付する制度です。

また、2人のどちらか一方または双方と生計を同じくする子や近親者等がいる場合には、協力し共同生活を営むことを約束したファミリーとして併せて宣誓することができます。

受領証等の交付により、法律上の権利・義務が生じるものではありませんが、宣誓されたパートナーやファミリーとしての思いを尊重し、共に自分らしく安心して暮らせるように、また、この制度を通じて市民のみなさまに多様性への理解を深めていただくことを期待しています。

3. 制度における用語の定義

(1) 性的マイノリティ[※](LGBTQ)

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性についての指向）が異性のみでない、または性自認（自己の性についての認識）が出生時に判定された性と異なる方のことをいいます。

※LGBTQ：代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉

L：レズビアン 女性を好きになる女性

G：ゲイ 男性を好きになる男性

B：バイセクシャル 両方の性を好きになる人

T：トランスジェンダー 出生時の性と異なる性自認（自分がどの性であるかの認識）を持つ

Q：クエスチョニング 性自認や性的指向（恋愛感情や性的感情がどの性に向くか）が分からない

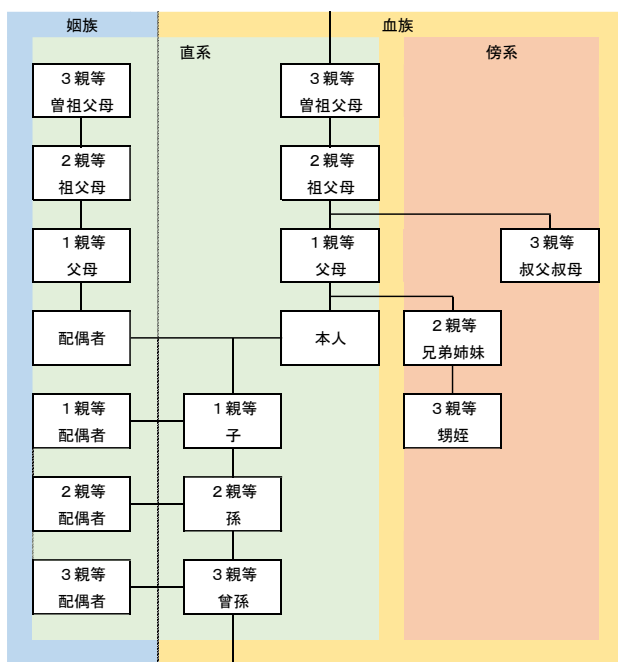
(2) パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常の生活において継続的に協力し合う、一方または双方が性的マイノリティである2人の方の関係をいいます。

(3) ファミリーシップ

※
パートナーシップにある方が、一方または双方の子（養子を含む）や親等の近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう）、その他市長が認める方と生計が同一であり家族として協力し合う関係をいいます。

※直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族



(4) ファミリーシップ対象者

ファミリーシップを形成しようとする方のうち、パートナーシップにある2人以外の方をいいます。

(5) 宣誓

パートナーシップまたはファミリーシップにあることを誓い、市長に対して表明することをいいます。

4. 宣誓の要件

【パートナーシップ】

宣誓をされる2人が、次のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 一方または双方が性的マイノリティであること。
- (2) 双方が成年に達していること。
- (3) 一方または双方が市内在住している（3か月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (4) 双方に配偶者（事実婚を含む）がいなく、他の方とパートナーシップ関係にないこと。

(5) 双方が近親者の関係にないこと。(養子縁組によって近親者となった場合を除く。)

【ファミリーシップ】

ファミリーシップの対象となる方は次の要件を満たしている必要があります。

- (1) パートナーシップにある方の一方または双方がファミリーシップ対象者と生計が同一であること。また、15歳以上の方については本人同意、15歳未満の方については親権者の同意があること。

※上記の宣誓の要件を満たしていれば、国籍は問いません。

5. 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類（住民票の写し等）
- (2) 転入予定の場合はその事実を確認できる資料等
- (3) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍全部事項証明書、独身証明書等）
- (4) ファミリーシップを宣誓する場合は、ファミリーシップ対象者との関係および生計が同一であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

6. 宣誓手続きの方法

- (1) 宣誓日や配慮事項の確認等、事前に予約する。
宣誓書に宣誓される方が署名し、必要事項を記入。必要な書類を準備する。
- (2) 宣誓当日、宣誓書や本人確認、必要書類の確認を行う。
宣誓場所は甲賀市役所本庁を予定しています。
配慮が必要な場合は個室や受付の時間、曜日についても相談に応じます。(時間外、土日での対応やWEBの活用など可能な範囲で対応します。)
- (3) 自ら宣誓書に記入することができないときは、当事者以外に代筆してもらうことができる。
- (4) 宣誓書に通称名の使用をすることができる。
※通称名を使用するには、日常生活で使用していることを確認ができる書類の提出が必要です。(例：社員証、学生証、病院の受診券、自宅に届いた郵便物など)

7. 本人確認

宣誓をされる方の本人確認のため、次のいずれかの書類により確認します。

- (1) 個人番号カード、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、宣誓者の顔写真が貼付されたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

8. 受領証等の交付

市が届け出書類を確認し、内容に不備がなければ届け出を受理し、宣誓書を提出した方(宣誓者)に、次の宣誓書受領証等を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
 - (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
 - (3) 受付印を押印したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し
- ※パートナーの双方が市内に住所を有していない時は転入予定受付票を交付します。

9. 受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、受領証等の返還を求めます。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップ関係を解消したとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 宣誓者がともに本市に住所を有しなくなったとき
- (4) 宣誓が無効となったとき（次項参照）
- (5) 宣誓の要件に該当しなくなったとき

※(2) 該当であっても、ファミリーシップの継続を希望される場合は、返還しないことができます。

10. 宣誓の無効

次のいずれかに該当するときは、宣誓は無効とします。

- (1) 宣誓者の一方または双方にパートナーシップを形成する意思がなかったとき
- (2) 宣誓の要件を満たしていなかったとき
- (3) 宣誓の内容に虚偽があったとき
- (4) 受領証等不正に使用したとき

※返還および無効となった受領証等の交付番号を公表する場合があります。

11. 配慮事項

市は、特に必要と認めた場合においては、宣誓者の意思を尊重した取扱いに努めます。

本事業の実施に当たり、市職員は宣誓者の意思を尊重するとともにプライバシーに十分配慮します。また、職務上知り得た個人情報については、秘密保持を厳守します。その職を退いた後も、同様とします。

12. 周知

市は、宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民および事業者への周知および啓発に努めます。

1 3. 宣誓事項の変更、受領証等の再交付など

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

1 4. 行政サービスの提供

宣誓により利用可能となる行政サービスについて、市のホームページ等で情報提供を随時行います。

1 5. 他自治体との連携

制度導入後において、宣誓者の転入転出時や、今後予定される県制度の広域利用など、制度利用者の負担軽減を図るため、他自治体との連携に向けて取り組みます。